



国 保 だ よ り

静岡県薬剤師国民健康保険組合 〒420-0839 静岡市葵区鷹匠2丁目19-2 NT 鷹匠ビル
 TEL 054-255-4733 ・ FAX 054-251-6084 / メールアドレス sy.1959-kokuho@alpha.ocn.ne.jp
 ホームページアドレス <http://www.shizuyakukokuho.com/>

《 主 な 掲 載 事 項 》

- *平成31年度歳入歳出予算・事業内容、理事の選任 *国民健康保険料通知書の送付について
- *特定健診・人間ドック受診のご案内 *郵送検診の実施、申込書 *マイナンバー制度の利用について

公 告

「平成31年度 静岡県薬剤師国保組合歳入歳出予算」承認される

平成30年度第2回組合会は、平成31年3月2日（土）静岡市内において開催され、提出議案の平成31年度事業計画、歳入歳出事業予算、理事の選任、法令遵守（コンプライアンス）のため実践計画の関連議案について、原案通り可決承認されましたので、ここに報告いたします。

第5回理事会（平成31年2月20日）において、服部勝彦理事長より一身上の都合により退職の申し出があり、理事の選任が行われ、第2回組合会において、次のとおり承認されました。

- 理事長 鈴木典之（現副理事長・沼津市）
 - 副理事長（コンプライアンス担当理事兼任） 石川幸伸（現理事・静岡市）
- 任期は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの1年間

平成31年度 静岡県薬剤師国保組合歳入歳出予算

歳 入

単位：千円

歳 出

単位：千円

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較
1 国民健康保険	468,365	483,129	△14,764
2 国庫支出金	85,199	95,690	△10,491
3 前期高齢者交付金	2	2	0
4 県支出金	2	2	0
5 共同事業交付金	7,000	8,180	△1,180
6 財産収入	37	8	29
7 繰入金	1	1	0
8 繰越金	160,000	180,000	△20,000
9 諸収入	506	508	△2
歳入合計	721,112	767,520	△46,408

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較
1 組合会費	1,200	1,200	0
2 総務費	38,783	35,856	2,927
3 保険給付費	316,756	309,636	7,120
4 後期高齢者支援金	111,309	101,109	10,200
5 前期高齢者納付金	24,707	44,608	△19,901
6 介護納付金	58,800	51,200	7,600
7 共同事業拠出金等	16,774	19,681	△2,907
8 保健事業費	12,578	11,503	1,075
9 積立金	32,000	52,000	△20,000
10 諸支出金	8,100	6,100	2,000
11 予備費	100,105	134,627	△34,522
歳出合計	721,112	767,520	△46,408

事業内容

1. 被保険者数の推計 1, 890人 (30年度 1,960人 △70人)
 第1種組合員 … 239人 第2種組合員 … 517人
 第3種組合員 … 601人 家族 … 533人
 (再掲) 介護保険第2号被保険者数(40歳～64歳) … 813人 (30年度 840人 △27人)
 特定被保険者数…1, 383人 (30年度 1,390人 △7人)

2. 後期高齢者組合員 (75歳以上の組合員資格継続者) … 31人 (30年度 37人 △6人)

3. 国民健康保険料

- (1) 医療給付費分保険料及び後期高齢者支援金分保険料

ア 賦課方式、賦課限度額 ……別表1

イ 保険料等級 ……別表3「保険料等級表」

ウ 保険料賦課額 ……別表2「保険料算定表」による賦課限度額

別表1

区分	医療給付費分保険料	後期高齢者支援金分保険料	計
所得割額	算定基礎額の100分の6	算定基礎額の100分の1.5	100分の7.5
均等割額	15,000円	6,000円	21,000円
世帯割額	20,000円	4,000円	24,000円
賦課限度額	500,000円	135,000円	635,000円

※所得割額については、前々年分の総所得金額を基に算定する。

別表3 保険料等級表

等級	賦課標準所得金額	算定基礎額
1	1,000,000円未満	500,000円
2	1,000,000円以上～2,000,000円未満	1,500,000円
3	2,000,000円以上～3,000,000円未満	2,500,000円
4	3,000,000円以上～4,000,000円未満	3,500,000円
5	4,000,000円以上～5,000,000円未満	4,500,000円
6	5,000,000円以上～6,000,000円未満	5,500,000円
7	6,000,000円以上～7,000,000円未満	6,500,000円
8	7,000,000円以上～8,000,000円未満	7,500,000円
9	8,000,000円以上	8,000,000円

※ 賦課標準所得金額は、総所得金額(給与所得、事業所得、不動産所得、雑所得[公的年金所得を含む]など)の合計金額で、1,000円未満は切り捨てるものとする。

(2) 介護納付金分保険料(40歳～64歳の第2号被保険者) 年額 48,000円

(3) 後期高齢者組合員分保険料(75歳以上の組合員資格継続者) 年額 24,000円

4. 保険給付

- (1) 給付割合

6歳未満	8割給付
6歳～69歳	7割給付
70歳以上	7割給付 現役並み所得
	8割給付 上記以外の者 但し、昭和19年4月1日までに生まれた方は、特例措置により9割給付に据え置かれています。

(2) 療養費

- ・止むを得ない理由で保険証を持たずに治療を受けたとき
- ・骨折、捻挫で柔道整復師の施術を受けたとき
- ・ギブス、コルセットなどの治療用装具を購入したとき
- ・海外渡航中に治療を受けたときなど

(3) 高額療養費

1 か月（1 日から月末まで）に医療機関の窓口で支払った医療費が、自己負担限度額を超えた場合は、超えた額が申請により払い戻される制度。入院時の差額ベッド代や食事代、保険外の負担分は対象外となります。

○限度額適用認定証

70 歳未満の方は医療費が高額になった場合に、「限度額適用認定証」を医療機関に提示すると、入院時等の 1 か月（1 日から月末まで）の窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなり、窓口でのお支払いが軽減されます。

70 歳以上の方は高齢受給者証・保険証の 2 枚の提示、表 2 の※1・※2 に該当する方は限度額認定証の申請が必要となり、限度額認定証・高齢受給者証・保険証の 3 枚を提示することにより、窓口でのお支払いが自己負担限度額までで済みます。

70 歳未満の場合（表 1）

区分	所得要件	自己負担限度額	年 4 回目以降
ア	基礎控除後の所得 901 万円超える	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1%	140,100 円
イ	基礎控除後の所得 600 万円を超え 901 万円以下	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1%	93,000 円
ウ	基礎控除後の所得 210 万円を超え 600 万円以下	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%	44,400 円
エ	基礎控除後の所得 210 万円以下（住民税非課税世帯を除く）	57,600 円	44,400 円
オ	住民税非課税世帯	35,400 円	24,600 円

70 歳以上の場合（表 2）

所得要件	自己負担限度額		年 4 回目以降
	個人単位（外来のみ）	世帯単位（入院と外来を合算）	
課税所得 690 万円以上	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1%		140,100 円
課税所得 380 万円以上 690 万円未満 ※1	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1%		93,000 円
課税所得 145 万円以上 380 万円未満 ※2	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%		44,400 円
一般 課税所得 145 万円未満	18,000 円 (年間限度額 144,000 円)	57,600 円	44,400 円
住民税非課税	8,000 円	24,600 円	
住民税非課税 (所得が一定以下)	8,000 円	15,000 円	

(4) 高額介護合算療養費

医療保険、介護保険の両保険から給付を受けることにより（8 月から翌年 7 月まで）自己負担額が高額になった場合、これらを通じた限度額を超えた額を支給する。

(5) 出産育児一時金 1 件当たり 420,000 円

(6) 葬祭費 第 1 種組合員 … 70,000 円 第 2 種組合員 … 50,000 円 第 3 種組合員 … 50,000 円
家 族 … 30,000 円

5. 保険事業

- (1) 特定健康診査及び特定保健指導 人間ドックとの重複は不可
40歳から74歳までの被保険者を対象に特定健診及び保健指導の実施
- (2) 健康診断費用又は人間ドック健診費用の助成 特定健診との重複は不可
疾病予防対策として、30歳以上の被保険者及び後期高齢者組合員を対象に特定健診を含んだ健康診断又は人間ドック健診に対し30歳～39歳10,000円(限度額)、40歳以上20,000円(限度額)の助成を行う。
- (3) 郵送検診
30歳以上の被保険者及び後期高齢者組合員を対象に、年1回実施。検査費用は、全額組合負担
検査項目：大腸がん・胃がん・ピロリ菌検査・前立腺がん・子宮頸がん
- (4) インフルエンザ予防接種費用補助
65歳未満の被保険者を対象に年1回実施。支給額1,000円
- (5) 医療費通知：受診被保険者対象：対象月は4月～翌年3月の1年間(年4回)
- (6) ジェネリック医薬品差額通知：年3回
- (7) 育児誌『赤ちゃん和妈妈』(1年間)及び『きちんとかたん離乳食』(1回)出産した被保険者に配布
- (8) 健康家庭表彰(1年間無傷病世帯に対し記念品の贈呈)
- (9) 長寿(喜寿、傘寿、米寿、白寿)のお祝い
- (10) 【新規事業】健康ポイント事業 <4月以降 準備が整い次第ホームページ等でお知らせします>
健康づくりの自主的取り組みを促す目的で、日々のウォーキングや健康診断の受診等に対してポイントを付与し、貯まったポイントで商品と交換

6. その他事業

- (1) レセプト点検の実施：国保連合会への委託による二次点検
- (2) 組合報「国保だより」の発刊：年3回
- (3) ホームページの運営(30年4月開始)
各種案内、お知らせの周知、申請書類をダウンロードにより時間・経費の節約

あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費の受領委任制度について

平成31年1月より、上記療養費の制度が改正されました。本来療養費は、かかった費用の全額を一旦被保険者が支払い、その後保険者に療養費を申請しなくてはなりませんでした。

今回の改正により、被保険者等が施術の費用のうち自己負担分のみを支払い、残りの費用を委任された管理柔整師が保険者に請求出来るようになりました。

平成31年度 国民健康保険料通知書、決定通知書について

《窓開き封筒(サーモンピンク色)で郵送します》 但し、従業員多数の場合には別封筒で郵送します。

平成29年分の総所得金額を基に算定した平成31年4月からの国民健康保険料について、事業所用の「国民健康保険料通知書」と事業主及び従業員の個人用「国民健康保険料決定通知書」を事業主の薬局又はご自宅に4月12日(金)以降順次発送する予定です。従業員の方の分も同封しますので従業員の方にも配布をお願いします。

なお、「国民健康保険料通知書、決定通知書」は再発行いたしませんので、大切に保管してください。



特定健診・人間ドック受診のご案内



「暇がない」「面倒だ」と健康診査を先延ばしすることで、結果的にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防が遅れ、生活習慣病になってしまつては取り返しがつきません。

平成20年度から特定健康診査の実施が各保険者に対して義務づけられています。

29年度の当組合の特定健診受診率は**35.1%**（県内市町国保平均**38%**）、静岡県医師国保組合及び静岡県歯科医師国保組合は**50%**を超え、当組合の受診率は県内最下位でした。

当組合の特定健康診査は、①特定健診（受診券利用）、②人間ドック・健康診断（補助金の申請）③事業者健康診断（定期健康診断）結果データの提出（補助金申請も可）のいずれかで受診できます。

特定健康診査受診率の結果により、国庫補助金が削減されることになっており、今後の国民健康保険料の値上げ等に影響してきます。ぜひとも、特定健康診査受診率の向上にご協力願います。

① 特定健診

メタボリックシンドロームに着目した基本的な検査項目の健診

○窓口で補助額分が免除されます。国保組合への補助金支給申請手続きは不要です。

申込み	事前に対象医療機関（受診券に同封された実施医療機関リスト ※一部地域を除く）に直接予約申込をしてください。
持ち物	特定健康診査受診券・保険証を必ず持参してください。
費用	無料

（注）受診できる期間が短い地域もありますので、早めの受診をお願いします。

特定健診の対象となる方

31年度中（31年4月～32年3月）に40歳～74歳となる組合員とその家族の方。

ただし、31年4月1日の時点で当国保組合の資格がある方。

対象者の方には、6月上旬に組合から「受診のご案内」と「受診券」等を自宅宛に郵送します。

② 人間ドック・健康診断

○窓口で受診費用をお支払い頂き、その後国保組合への補助金申請手続きにより補助金が支給されます。

対象者	30歳以上の組合員及びその家族の方（当国保組合加入者）
申込み	事前に国保組合に連絡してから医療機関に直接予約申込をして下さい。
持ち物	保険証・その他
費用	窓口で受診費用全額をお支払い頂き、その後組合に申請することで補助金が支給されます。 【支給金額】30歳から39歳：1万円（限度額） 40歳以上：2万円（限度額） ※限度額以下の場合実費額

補助金の申請手続き

【申請書類】 ・健康診断補助金支給申請書 ・領収書原本（特定健診とその他の内訳あるもの）
・特定健診の必須検査項目を含む健診データの写し ・標準的な質問票

◆必ず特定健診の項目を含んでいただく必要があります。項目については組合へお問い合わせください。

③ 事業者健康診断(定期健康診断)結果データの提供

勤務している薬局において、事業主は、労働安全衛生法に基づく「事業者健診(定期健康診断)」を実施しなければなりません。

事業主は、事業者健診(定期健康診断)結果データの提供にご協力願います。

◇健診結果データの提供のお願いは「高齢者の医療の確保に関する法律 第27条」に基づいて行っています。

◆提供される際は、「標準的な質問票」も併せて必要です。

◇30歳以上の方の事業者健診料は上記補助金対象になりますので、提供時は組合へお問い合わせください。

郵送によるがん検診の実施について

みなさまの健康管理の一環として、郵送方法によるがん検診を実施します。日頃お忙しい方や病院での受診に不安のある方でもご自宅にしながら気軽に受けられるシステムです。この機会に受診され早期発見、早期治療に役立てられることをお勧めします。下記の検査5項目の中から、ご希望の検査を申し込みできます。(複数申し込み可)
ただし、ピロリ菌検査については、1度検査を受けた方は申込できませんのでご承知願います。

検査項目	検査方法	検査の目的	感染者が多い年齢
1 大腸がん	便潜血	大腸がんの80%は肛門に続く直腸とその上のS状結腸にできます。肉眼ではわからない出血も、微量の血液でも判定することができるため、大腸がんの早期発見につながります。また、がん化しやすいポリープの早期発見もできます。	40歳代から増加傾向 好発年齢は60歳代
2 胃がん	ろ紙血	胃がんの前がん段階といわれる萎縮性胃炎。判定することで、胃がんの早期発見をします。	40歳から増加 50歳～60歳がピーク
3 ピロリ菌 (1回限り)	尿	胃潰瘍・十二指腸潰瘍の原因 胃の萎縮を経て胃がんに進化することがあります	50歳以上：60～70%
4 前立腺がん (40歳以上の男性のみ)	ろ紙血	前立腺がんは中高年齢者に多く見られ、がんの中では成長速度が非常に遅いのが特徴で、早期に発見すれば治療効果の良いがんです。	50歳以上
5 子宮頸がん (女性のみ)	子宮頸部細胞	子宮頸がんには入口に近い場所にできる頸がんと奥の方にできる体がんがあります。日本人の場合、80%以上が頸がんです。スポイトで子宮腔部をこすり、採取した細胞を検査して異常がないかを調べます。	20歳～50歳

対象者

30歳以上の組合員及びその家族の方

※31年度中(31年4月～32年3月末の間に30歳になる方も対象になります。)

注) ただし、平成31年4月1日の時点で当国保組合の資格がある方。

※人間ドックとの併用も可能ですので是非ご利用ください。

費用

無料(当国保組合負担)

注) ただし、申し込み後のキャンセルなどで検査を受けなかった時の容器代は

自己負担となりますのでご注意ください。

申込方法

(1) 同封の「郵送検診申込書」に必要事項を漏れなく記入し、当国保組合宛に郵送又はFAXでお送り下さい。 **FAX 054-251-6084**

申込締切日 4月30日(火)

(2) 5月中旬以降に委託業者より申込書ご記入の住所へ、検査項目ごとに検査キットが送付されます。容器到着後はすみやかに検査を実施し、返送をお願いします。

事務局からのお知らせ

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の利用について

社会保障・税番号制度の効率性と透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平かつ公正な社会を実現するための社会基盤としてマイナンバー制度が導入されております。その結果、個人番号（マイナンバー）を利用した情報連携が可能となり、平成31年4月より一部の添付書類が省略できるようになります。

「住民票」「戸籍抄本」の書類省略

①組合員の新規加入 ②住所変更 ③氏名変更の手続き

※ただし、次の場合には「住民票」等の提出をお願いします。

- ◆新規加入する組合員に扶養する家族がいる場合（世帯全員の個人番号、続柄が記載されたもの）
- ◆組合員と同じ世帯の扶養家族が追加加入する場合（世帯全員の個人番号、続柄が記載されたもの）
- ◆氏名又は住所に外字が使用されている場合

「所得（課税）証明証等」の書類省略

①高額療養費 ②高額介護合算療養費 ③高齢受給者証の判定 ④限度額適用認定
⑤限度額適用・標準負担額減額認定 ⑥食事療養標準負担額減額認定 ⑦特定疾病療養の認定
⑧国民健康保険料の賦課

※ただし、情報連携で確認できない事項がある場合は、「所得（課税）証明証等」の提出をお願いします。

☆新たに組合に加入される方は、引き続き個人番号（マイナンバー）の確認できる「通知カード」又は「個人番号カード」の写しの提出が必要となりますのでご協力をお願いします。

☆平成31年4月より届出様式が一部変更になりますのでご注意願います。

資格取得に必要な様式「誓約書」が「加入時の現状書」に変更になります。他様式も一部変更になります。新様式は事務局から郵送又は当国保組合ホームページよりダウンロードです。

国保組合の加入・脱退の届出は忘れずに！！

- ◆国保組合に加入するとき、脱退するときは**14日以内**に手続きをお願いします。
- ◆退職される従業員の方の資格喪失日は**退職日の翌日となり、資格喪失日より保険証は使えません**。退職された方の保険証は速やかに回収して、届出書類と一緒に当国保組合までご返却をお願いします。
- ◆今年、大学を卒業して就職される方は、保険証の返還とともに脱退の手続きをお願いします。
他の健康保険に加入したとき、国保組合を脱退する届出をしないと、知らずに保険料を二重に支払ってしまうことがあります。**手続きをしないと、保険料が賦課されたままです。**
- ◆住所・氏名の変更、保険証の紛失、事業所形態変更等、にも届出が必要になりますので手続きをお願いします。

健康保険適用除外申請と厚生年金適用のお願い

法人事業所については、社会保険の強制適用が原則です。しかし、国保組合に加入している法人事業所は、健康保険適用除外の承認と厚生年金保険の適用を受けて加入していることが条件となっています。

当国保組合は、みなさまからの保険料と国からの補助金で運営しております。この条件に該当しない事業所が国の検査で指摘を受けた場合、補助金を返還しなければなりません。今後も国保組合を健全に運営していくため、下記の変更がある場合は、当国保組合まで連絡をお願いします。

- ・個人事業所から法人事業所に組織変更
- ・法人組織を解散する
- ・法人事業所の代表者変更

長寿のお祝い

喜寿（77歳）浜松 渥美勝 様

傘寿（80歳）三島 菊地八重子 様 清水 長谷川雄司 様

